

令和5年3月

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会定例会
会議録

令和5年3月28日 開会

令和5年3月28日 閉会

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会

令和5年3月甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合定例会会議録

○招集告示	3
○3月28日 定例会会議録	
1 議事日程、本日の会議に付した案件	4
2 出欠席議員氏名	4
3 説明のため出席した者の職氏名	4
4 開会	6
議席の指定	6
議長選挙	6
副議長選挙	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
管理者提出議案の上程・提案理由の説明	
議案第1号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合個人情報保護に関する法律 施行条例制定について	9
討論・採決	9
管理者提出議案の上程・提案理由の説明	
議案第2号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
討論・採決	10
管理者提出議案の上程・提案理由の説明	
議案第3号 令和4年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計補正予算 (第1号)	10
討論・採決	11
管理者提出議案の上程・提案理由の説明	
議案第4号 令和5年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算	11
討論・採決	12
管理者提出議案の上程・提案理由の説明	
議案第5号 公平委員会委員の選任について	12
討論・採決	13
議員提出議案の上程・提案理由の説明	
発議第1号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の個人情報保護に関する 条例制定について	13

討論・採決	14
5 閉会	14

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合告示第1号

令和5年3月甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会定例会を
次のとおり招集する。

令和5年3月14日

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
管理者 樋口 雄一

1 期 日 令和5年3月28日

2 場 所 笛吹市境川町寺尾1440番地1

甲府・峡東クリーンセンター 管理棟2階 議場

令和5年3月甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会定例会会議録

令和5年3月28日 午前11時3分 開議

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 副議長選挙
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 議案第1号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合個人情報保護に関する法律施行条例制定について
- 第7 議案第2号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第3号 令和4年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第4号 令和5年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算
- 第10 議案第5号 公平委員会委員の選任について
- 第11 発議第1号 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の個人情報保護に関する条例制定について

出席議員	1番 寺田義彦議員	9番 清水英知議員
	2番 藤原伸一郎議員	10番 中村明彦議員
	3番 小澤 浩議員	11番 鈴木 篤議員
	4番 山中和男議員	12番 池谷陸雄議員
	5番 落合俊美議員	13番 古屋始芳議員
	6番 神宮司正人議員	14番 中村正彦議員
	7番 飯島孝也議員	15番 向山 輝議員
	8番 日向 正議員	16番 古屋弘和議員

欠席議員 な し

説明のため出席した者の職氏名

管理者	樋口雄一	事務局長	内田計也
副管理者	山下政樹	総務課長	星野雅臣
副管理者	高木晴雄		
副管理者	鈴木幹夫		

監査委員 長瀬静男

職務のため出席した事務局職員の氏名

事務局職員 広瀬泰仁 書記 赤池雄高

事務局職員 岡 紀仁

○事務局（星野総務課長） 開会に先立ちまして、相互にあいさつを交わしたいと思います。
恐れ入りますが、皆様ご起立をお願いいたします。

一同 礼。

（全員起立 互礼）

ご着席下さい。

（全員着席）

開会【午前 11 時 3 分】

○副議長（山中和男 議員） これより本日の会議を開きます。

議長が欠員のため、地方自治法第 106 条の規定により、議長が選任されるまでの間、私が議長の職務を行います。

報告事項を申し上げます。

只今の出席議員は、16 名です。

定足数に達しておりますので、只今から令和 5 年 3 月甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会定例会を開会いたします。

次に今定例会へ提出する議案について、管理者から通知がありました。

提出議案は、議事日程記載の日程第 5 から日程第 9 までの 5 議案であります。

次に池谷陸雄議員外 3 名から議案が提出されました。

議員提出議案は、議事日程記載の日程第 10 の 1 議案であります。

次に、監査委員から令和 4 年の 8 月分から令和 5 年の 1 月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に配付いたしております報告書によりご了承願います。

以上で報告を終わります。

日程第 1 議席の指定

○副議長（山中和男 議員） これより、日程に入ります。

日程第 1 議席の指定をいたします。

笛吹市より新たに議員が選出されたことに伴う議員の議席は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議規則第 4 条第 2 項の規定により、只今ご着席の議席をもって議席に指定いたします。

日程第 2 議長選挙

○副議長（山中和男 議員） 次に、日程第 2 議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によ

り、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。重ねて、お諮りいたします。指名方法につきましては、議員が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議員による指名とすることに決定いたしました。

○池谷陸雄議員 議長

○副議長(山中和男 議員) 池谷陸雄議員

○池谷陸雄議員 議長の推選をいたします。議長に山中和男副議長を推選いたします。

○副議長(山中和男 議員) ただいま、池谷陸雄議員から指名推選がありました。

お諮りいたします。私、山中和男を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました、私 山中和男が議長に当選いたしました。甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。それでは、改めて当選のごあいさつを申し上げます。

(山中議長 登壇)

○議長(山中和男 議員) 一言ご挨拶を申し上げます。このたび、ご推選をいただき議長に就任することになりました山中和男でございます。身に余る光栄と感謝いたしますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいりたいと、決意を持っております。今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のあいさつに代えさせていただきます。

(山中議長 降壇・議長席へ着席)

日程第3 (追加日程) 副議長選挙

○議長(山中和男 議員) 引き続き、議長の職務を務めさせていただきます。

ただいま「副議長」が欠員となりました。お諮りいたします。「副議長選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、日程第3から日程第10までを順次繰り下げ、日程第3に「副議長選挙」を追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
重ねて、お諮りいたします。指名方法については、議長が指名することにしたいと思いま
す。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、古屋始芳議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名いたしました古屋始芳議員を副議長の当選人と
定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました古屋始芳議員が副議長に当選
されました。

ただいま副議長に当選されました、古屋始芳議員が議場におられます。甲府・峡東地域ご
み処理施設事務組合議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

それでは古屋始芳議員、あいさつをお願いいたします。

○副議長（古屋始芳 議員） 議長

○議長（山中和男 議員） 古屋始芳議員

(古屋副議長 登壇)

○副議長（古屋始芳 議員） ただいま議長より指名をいただきました笛吹市選出の古屋始芳
でございます。副議長という重責を担うこととなりましたが、微力ではありますが、議員の
皆様方のご支援を仰ぎつつ、山中議長とともに、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
の円滑な運営と推進に全力を尽くす決意でございます。今後とも、皆様方のご指導、ご鞭撻
を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、就任にあたりましてのご挨拶とさせてい
たします。

(古屋副議長 降壇 議席へ着席)

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（山中和男 議員） 次に、日程第4 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会会議規則第80条の規定に
より、議長において指名いたします。2番藤原伸一郎議員、14番中村 正彦議員を指名い
たします。

日程第5 会期の決定

○議長（山中和男 議員） 次に、日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、配付いたしております会期日程のとおり、本日の

1 日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 6 議案第 1 号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合個人情報の保護に関する法律
施行条例制定について」

○議長（山中和男 議員） 次に、日程第 6 議案第 1 号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務
組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定について」を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

(管理者 挙手)

○管理者（樋口雄一 管理者） 議長

○議長（山中和男 議員） 樋口雄一管理者

(管理者 登壇)

○管理者（樋口雄一 管理者） 議案第 1 号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合個人情報の
保護に関する法律施行条例制定について」は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律
の整備に関する法律」の施行に伴い、「個人情報の保護に関する法律」の施行に関し必要な事
項を定めるについては、この条例を制定するものであります。

ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

(管理者 降壇・着席)

○議長（山中和男 議員） 提案理由の説明は、終わりました。

お諮りいたします。議案に対する質疑及び討論の通告がありませんでしたので、直ちに採
決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号につきましては、質疑、討論を省略し、直ち
に採決いたします。

日程第 6 議案第 1 号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合個人情報の保護に関する法律
施行条例制定について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 2 号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」

○議長（山中和男 議員） 次に、日程第 7 議案第 2 号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務
組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」

を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

(管理者 挙手)

○管理者(樋口雄一 管理者) 議長

○議長(山中和男 議員) 樋口雄一管理者

(管理者 登壇)

○管理者(樋口雄一 管理者) 議案第2号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、会計年度任用職員の給与を改定するについて、この条例を制定するものであります。

ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

(管理者 降壇・着席)

○議長(山中和男 議長) 提案理由の説明は、終わりました。

お諮りいたします。議案に対する質疑及び討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

日程第7議案第2号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号「令和4年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計補正予算(第1号)」

○議長(山中和男 議員) 次に、日程第8 議案第3号「令和4年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

(管理者 挙手)

○管理者(樋口雄一 管理者) 議長

○議長(山中和男 議員) 樋口雄一管理者

(管理者 登壇)

○管理者(樋口雄一 管理者) 議案第3号「令和4年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計補正予算(第1号)」につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ

1億4,266万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ
20億5,034万1千円とするものであります。

歳入において、第1款分担金及び負担金は、歳入歳出予算の補正に伴う構成市負担金の減額補正であります。第2款使用料及び手数料は、新型コロナウイルス感染症拡大による事業系一般廃棄物搬入量の減少に伴う、ごみ処理手数料等の減額補正であります。第3款財産収入は、ごみ処理事業基金利子の確定による減額補正であります。第5款繰越金は、令和3年度における歳入歳出決算額の確定による増額補正であります。第6款諸収入は、受託事業収入、売電収入及び資源物売却収入の精査等による増額補正であります。

歳出につきましては、第2款総務費は、地域振興施設運営費負担金等の減額補正であります。第4款諸支出金は、売電収入等の増収による、ごみ処理事業基金積立金の増額補正であります。

ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

(管理者 降壇・着席)

○議長(山中和男 議長) 提案理由の説明は、終わりました。

お諮りいたします。議案に対する質疑及び討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

日程第8議案第3号「令和4年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号「令和5年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算」

○議長(山中和男 議員) 次に、日程第9 議案第4号「令和5年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算」を議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

(管理者 挙手)

○管理者(樋口雄一 管理者) 議長

○議長(山中和男 議員) 樋口雄一 管理者

(管理者 登壇)

○管理者(樋口雄一 管理者) 議案第4号「令和5年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算」につきましては、売電収入及び基金積立金の増額を見込むことから、前年度当初予算と比較し、9パーセント、額にして1億7,129万4千円増の

20億7,897万3千円を計上しております。

歳入につきましては、構成市からの負担金、ごみ処理手数料、行政間協定に基づく関係機関からの受託事業収入、売電収入及び資源物の売却収入等を見込んでおります。

歳出につきましては、運営事業者への管理運営委託料、地域振興施設の運営負担金、環境影響評価に係る事後調査業務委託などの予算を計上したところであります。

また、第2条において、一時借入金の限度額を設定し、適切な支払い環境を整えることとしております。

ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

(管理者 降壇・着席)

○議長(山中和男 議員) 提案理由の説明は、終わりました。

お諮りいたします。議案に対する質疑及び討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

日程第9議案第4号「令和5年度甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号「公平委員会委員の選任について」

○議長(山中和男 議員) 次に、日程第10 議案第5号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

(管理者 挙手)

○管理者(樋口雄一 管理者) 議長

○議長(山中和男 議員) 樋口雄一管理者

(管理者 登壇)

○管理者(樋口雄一 管理者) 議案第5号「公平委員会委員の選任について」は、本組合公平委員会委員のうち武藤亨(むとう とおる)が本年3月29日をもって任期満了になることに伴い、後任として坂本孝二(さかもと こうじ)を選任するについては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

(管理者 降壇・着席)

○議長（山中和男 議員） 提案理由の説明は終わりました。お諮りいたします。

議案第 5 号につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号につきましては、質疑及び討論を省略し直ちに採決いたします。

日程第 10 議案第 5 号「公平委員会委員の選任について」は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、お時間をいただきまして、公平委員に選任されました坂本孝二氏からあいさつしたい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

（公平委員 入場・登壇）

○公平委員（坂本孝二 委員） 議長よりお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。この度、組合の公平委員を務めさせていただくことになりました山梨市の坂本孝二でございます。身に余る光栄と同時にその責任の重さを痛感するものでございます。職務を誠心誠意努めてまいりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。あいつに代えさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

（公平委員 降壇・着席）

日程第 11 発議第 1 号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の個人情報保護に関する条例制定について」

○議長（山中和男 議員） 次に、日程第 11 発議第 1 号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の個人情報保護に関する条例制定について」を議題といたします。

池谷陸雄議員から提案理由の説明を求めます。

（池谷陸雄議員 挙手）

○池谷陸雄議員 議長

○議長（山中和男 議員） 池谷陸雄議員

（池谷陸雄議員 登壇）

○池谷陸雄議員 発議第 1 号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の個人情報保護に関する条例制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、国や地方公共団体、民間事業者等の個人情報保護制度を一本化することを目的とした個人情報保護法の改正において、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに関わる規律の対象とされていないこととの整合性を図るため、個人情報保護法の適用対象機関から除外されたことに伴い、本組合議会における個

個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護するため、新たに条例を制定するものであります。

本条例案につきましては、全6章から成る本文57条の構成となっており、その本文の主な概要につきましては、まず、第1章の総則では、条例の目的、定義及び議会の責務について規定しております。第2章の個人情報等の取扱いでは、個人情報の保有の制限、利用目的の明示及び不適切な利用の禁止等について規定しております。第3章の個人情報ファイルでは、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定しております。第4章の開示、訂正及び利用停止では、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び各請求の手續等について規定しております。第5章の雑則では、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等について規定しております。最後に、第6章の罰則では、職員等が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合等における罰則について規定しております。なお、附則におきましては、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

(池谷陸雄議員 降壇・着席)

○議長(山中和男 議員) 提案理由の説明は、終わりました。

お諮りいたします。発議第1号につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

日程第11発議第1号「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(山中和男 議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和5年3月甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会【午前11時31分】

○事務局(星野総務課長) あいさつを交わしたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。

一同 礼。

(全員起立 互礼)

お疲れ様でした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

議長 山中 和男

署名議員 中村 正彦

署名議員 藤原 伸一郎